

緊急要請

## 国民の生存権を侵害する 生活保護法「改正」案の参議院での廃案を強く求めます

5月29日に審議入りした生活保護法「改正」案（以下「改正」案）は、わずか2日間の審議で、31日、衆院厚生労働委員会での採決が強行され、6月4日、衆院本会議で賛成多数で可決されました。参議院でも十分な審議時間を確保せず、会期末までの採決が狙われています。国民のいのち、暮らしに関わる重要な法案を、まともな審議もしないままに採決することは断じて許されません。

「改正」案の内容は、申請にあたっての書類提出の原則義務付け、扶養義務の強化（親族への保護開始の通知、親族への調査権限の強化等）などが盛り込まれており、困窮する要保護者に対して制度を利用しづらくし、国民を制度から締め出すものとなっています。これまでも書類の不備や親族の扶養などを理由に申請を受け付けない、いわゆる「水際作戦」が横行し、生活保護を受けられず餓死するという事件まで起きています。現行では口頭での申請が認められ、扶養も要件とはされていません。しかし「改正」案の内容は、扶養についても事実上要件化するものであり、親族に知られたくない、迷惑をかけたくないからと申請を断念させることにもつながります。

衆議院での採決にあたって自民、民主、公明、みんなの4党から修正案が出され、書類提出について、「特別の事情があるときはこの限りでない」という文言がつけくわえられました。しかし、書類提出が大原則であることは変わらず、申請権が侵害される危険性など問題の根本は何も変わっていません。

そもそも生活保護の「捕捉率」は2割程度と国際的にみても低く、必要な世帯に生活保護がいきわたっていないことこそが問題です。今回の「改正」案は、国民をよりいっそう生活保護制度から締め出し、生存権を侵害するもので、断じて容認することはできません。

良識の府としての参議院の役割を発揮し、慎重・徹底した審議の上、「改正」案の参議院での廃案を強く求めます。

あわせて、8月からの生活保護基準引き下げについても、中止を求めます。